

公益社団法人日本伝熱学会東北支部規則

第1章 総 則

(名称)

第1条 日本伝熱学会（以下「学会」という。）定款第3条の規定に基づいて東北地区（青森，秋田，岩手，山形，宮城，福島の各県）に支部を設け，日本伝熱学会東北支部（以下「本支部」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本支部は，事務所を東北地区に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本支部は，東北地区における伝熱に関する学術および技術の進展と知識の普及および国際的な交流をはかることを目的とする。

(事業)

第4条 本支部は，前条の目的を達するために，会員のみならず非会員，特に企業に勤務する人々や次世代を担う学生をも対象として，次の事業を行う。

- (1) 研究会，講演会の開催
- (2) 講習会，セミナーの開催
- (3) 研究および調査の実施
- (4) 関連学術・技術団体との交流
- (5) 研究の奨励および研究の表彰
- (6) その他，第3条の目的を達成するための適切な事業

第3章 会 員

(支部会員)

第5条 東北地区に勤務または在住あるいは在学する学会会員をもって本支部会員とする。
2 本支部会員であり学会の正会員であるものを本支部正会員とする。

第4章 役 員

(名称および人数)

第6条 本支部に次の役員を置く。
(1) 幹事 17名以内（うち支部長 1名，副支部長 2名を含む。）
(2) 監事 2名

(選任方法)

第7条 役員は，支部総会において本支部正会員の中から選任する。
2 役員のうち 1名以上は学会の理事を兼ねるものとする。

(任務)

第8条 支部長は，本支部を代表し，本支部の業務を総括し，役員会と支部総会の議長となる。
2 副支部長は，支部長を補佐し，支部長に事故のあるときはその任務を代行する。
3 幹事は，本支部の業務を執行する。
4 監事は，本支部の業務および会計を監査する。

(任期)

第9条 役員の任期は 1年とし，再任を妨げない。
2 支部長または副支部長の任期は 1年とする。
但し，再任は 1期とする。

第5章 会 議

(支部総会)

第10条 支部総会（定時総会）は，毎年 1回会計年度終了後 3か月以内の間に支部長が招集する。
2 支部総会（臨時総会）は，支部長が必要と認めたとき，および本支部正会員の 10分の1以上から請求があったときに，支部長があらかじめ会議の議題を示して招集する。
3 支部総会は，次の事項を審議し議決する。
(1) 事業計画案および予算案

- (2) 事業報告書および決算報告書
- (3) 役員の選任
- (4) 学会の理事と協議員候補者の選出
- (5) 規則の改正案
- (6) その他本支部の運営に関する重要事項

4 支部総会は、本支部正会員の5分の1以上の出席をもって成立する。ただし、欠席する支部会員があらかじめ出席する他の本支部正会員に議事に対する意志の遂行を書面または電磁的な方法をもって委任した場合には、これを出席者とみなす。

5 支部総会は、出席者の過半数をもって議決する。ただし、本支部の規則の改定については、第17条の定めるところによる。

6 本支部は、支部総会の議決事項をその都度学会会長に報告する。

(役員会)

第11条 役員は、役員会を組織する。

2 役員会は、支部長が本支部の業務の執行に関して必要と認めたときに招集する。

3 役員会は、支部総会に付議する事項ならびに本支部の業務に関する重要事項を審議し議決する。

4 役員会は、幹事の過半数をもって成立する。ただし、欠席する幹事があらかじめ出席する他の幹事に議事に対する意志の遂行を委任した場合には、これを出席者とみなす。

5 役員会は、出席者の3分の2以上の同意をもって議決する。

第6章 委員会等

(委員会等)

第12条 第4条に定める事業を執行するために、本支部に委員会を置くことができる。

2 委員会等の委員の過半数は本支部正会員でなければならない。

3 委員会等の行う事業に対する本支部からの支出金について、委員会等は、その使途を事業年度ごとに支部長に報告しなければならない。

第7章 会 計

(経費支弁の方法)

第13条 本支部の経費は、学会からの支部活動交付金、本支部の主催または共催する事業およびその他の収入をもって支弁する。

(会計監査)

第14条 本支部の予算と決算は、監事の監査を受けなければならない。

(会計報告)

第15条 支部長は、会計年度終了後、支部定時総会において当該年度の決算報告を行い、その承認を得なければならない。

第16条 本支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 規則の改定

(規則の改定方法)

第17条 この規則を改定するためには、支部総会において出席者の4分の3以上の同意による議決が必要である。

補 則

(細則)

第18条 この規則の実施についての必要な細則は、役員会の議決を経て別に定める。

付 則

1. この規則は、平成8年11月9日から施行する。

改 定

平成10年4月7日

平成23年12月3日 理事会承認 平成24年4月1日（公益社団法人日本伝熱学会登記日）施行

日本伝熱学会東北支部運営細則

1. 役員構成および選出

- 1) 支部長 1名
- 2) 副支部長 2名
2名のうち1名は事務担当副支部長とし、他の1名は企画担当副支部長とする。
- 3) 支部長、副支部長以外の幹事 14名以内
学会理事は、兼任とする。
各県からの幹事の数に平衡の取れるように考慮する。
- 4) 監事 2名
1名は、前事務担当副支部長とする。
- 5) 任期
支部長および副支部長の任期は1年とする。学会役員を兼ねる幹事は再任するものとし、実質上2年の任期とする。
- 6) 選出
役員は支部正会員の投票により選出する。
選出方法の詳細については別に定める。

2. 役割分担

主たる事業・役割は下記のようにあり、役員が年度ごとに適宜分担する。ただし、会計および庶務は事務担当副会長の分担とする。

- 1) 地区伝熱セミナー
- 2) 研究講演会
- 3) 支部総会
- 4) 企画
- 5) 会計
- 6) 庶務

3. 当面の支部活動

事業

当面は学会からの支部交付金を財政基盤として活動する。

- 1) 地区伝熱セミナー
規模：1泊2日
担当：宮城県以外の各県持ち回りで、東北地区内で開催
時期：担当地区に一任するが、原則として、7月から11月の間
経費：支部交付金の一部で充当できる範囲
- 2) 研究講演会
規模：半日程度
担当：宮城県内の担当幹事
時期：原則として、春期（4～6月）
- 3) 支部総会
規模：半日
担当：事務担当副会長
時期：研究講演会と同時開催
- 4) その他
他の学会・協会との共催事業および外国の研究者の講演会等は、適宜決定し実施する。
また、至急、支部会員の連絡網の確立を図る。

4. 付 則

この細則は、平成8年11月9日から施行する。

平成24年6月1日 理事会承認